一般社団法人青森県法人会連合会

定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県法人会連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、全国組織である公益財団法人全国法人会総連合及び県内各地で活動する 法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言 を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に 寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 税意識の普及を目的とする事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査研究及び提言に関する事業
 - (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
 - (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
 - (6) 法人会が行う前各号に記載する事業を支援する事業
 - (7) 法人会の充実発展に資する事業
 - (8) 法人会会員の福利厚生の向上に資する事業
 - (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は、青森県内において行う。

第3章 会 員

(会員の資格)

- 第5条 本会の会員は、青森県内に事務所を有する法人会とする。
 - 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会届により申し込みをし、理事会 の承認を得なければならない。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この 定款及び総会決議に従う義務を負うものとする。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 解散したとき。
 - (3) 除名されたとき。
 - (4) 第11条に規定する会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(退 会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会すること ができる。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総会員の 半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議により除名することが できる。
 - (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会 費)

- 第11条 会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
 - 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

- 第12条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え 置くものとする。
 - 2 前項の会員名簿は、会員に異動が生じたとき、会長がこれを訂正するものとす

第4章 総 会

(種類及び構成)

- 第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第14条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第15条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招 集)

- 第16条 総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
 - 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的である 事項及び招集の理由を示して会長に招集の請求があったときは、会長はその請求 があった日から6週間以内に総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議 決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもっ て行う。

(書面表決等)

- 第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について理事会で定めるところにより書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
 - 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は、出席したもの とみなす。
 - 3 理事又は会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合に、その提案について会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び 出席した会員のうちから選出した議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しな ければならない。

第5章 役 員 等

(種類及び定数)

- 第22条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 22名以上28名以内
 - (2) 監事 3名以内
 - 2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第23条 理事及び監事は、総会において会員の代表者及び役職員のうちから選任する。 ただし、理事1名及び監事1名は、会員の代表者及び役職員以外から選任できる ものとする。
 - 2 前項の規定により選任される理事及び監事は、選任を行う総会の日の属する年

度の4月1日現在で満75歳未満でなければならない。

- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会においてこれを選定する。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行 する。
 - 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を 総括執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。また、会長に事故ある とき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を分担執行する。
 - 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、 自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び 財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期が満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期 満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまではその権 利義務を有する。

(解 任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において別に 定める役員報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給すること ができる。
 - 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第29条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を 開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
 - 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しな ければならない。
 - 3 前2項の取り扱いに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(責任の免除)

第30条 本会は、役員の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に 定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって損害賠償責任額から法令 で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

- 第31条 本会は、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
 - 2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。
 - 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上重要な事項について会長の諮問に応じ、 会長に対して意見を述べることができる。
 - 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の 支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第32条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって構成する。

(権 限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 総会の招集に関する事項の決定
 - (2) 各種規則、規程及び基準の制定、変更及び廃止
 - (3) 前2号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催及び招集)

- 第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき、又はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (3) 監事から会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき、 又はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間 以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、そ の請求をした監事が招集したとき。
 - 2 理事会の招集は、前項第2号後段及び第3号後段の場合を除き会長がこれを行 う。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、会議の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第36条 理事は各1個の議決権を有する。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同

意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったもの とみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知 したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
 - 2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

第7章 正 副 会 長 会

(正副会長会)

- 第41条 本会の業務を推進するため、任意の機関として正副会長会を置く。
 - 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

(権 限)

第42条 正副会長会は、本会の運営に関する重要な事項について審議し、理事会に参考 意見を表明する。

第8章 委員会等

(委員会)

- 第43条 本会の業務を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により委員会を 設けることができる。
 - 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(連絡協議会)

- 第44条 本会の業務を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により次の連絡 協議会を置くことができる。
 - (1) 青年部会連絡協議会
 - (2) 女性部会連絡協議会
 - 2 前項の連絡協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に 定める。

第9章 会計

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第46条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会 長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様と する。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第7号までの書類については承認を得なければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (7) 財産目録
 - 2 前項第1号から第6号までの書類については、毎事業年度終了後3か月以内に 行政庁に提出しなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定 款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。重要な財産の処分 又は譲受けを行おうとするときも同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の総議決権の3 分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第51条 本会は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の総議決権の3分の 2以上の決議により、他の一般法人法の法人との合併、事業の全部又は一部の譲 渡を行うことができる。

(解 散)

第52条 本会は、一般法人法に規定する事由によるほか、総会において総会員の半数以上であって、総会員の総議決権3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公 告

(公 告)

- 第54条 本会の公告は、電子公告により行う。
 - 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東奥日報に 掲載する方法による。

第12章 事 務 局

(事務局)

- 第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 事務局長等重要な職員は、理事会の承認を得て会長がこれを任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第13章 補 則

(補 則)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整 備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項 に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。

代表理事 三 上 伸(会長) 業務執行理事 河村忠夫(副会長) 同上 前 田 清 敏(副会長) 同上 白 山 春 男(副会長) 今 同上 誠 康(副会長) 小山内 柳 一(副会長) 同上 同上 熊 谷 國 治(副会長) 同上 須 崎 憲 胤 (専務理事)

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定る 特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定に かかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度 の開始日とする。